

五弓雪窓著 『福山管内地理略』 について

佐藤 健太郎

はじめに

『福山管内地理略』（以下、『地理略』とする。）は、福山藩士五弓雪窓（久文）によって編纂された教科書である。『地理略』は、『福山市史』・『誠之館百三十年史』などでその名がふれられる程度で、その内容を知ることができなかったが、藤木英太郎氏が「備後五弓久文著『福山管内地理略』について」と題する論文のなかで、『地理略』掲載の福山藩領六郡のうち二郡（鞆田郡・品治郡）の記載を翻刻されたことにより、『地理略』の内容を知ることができるようになった。^②

さて、五弓雪窓の著書・蔵書（総計五一五冊）は、現在関西大学図書館五弓雪窓文庫に保管されている。^③ 同文庫には二冊の『地理略』や雪窓の日記『晚香館日誌』^④があり、『地理略』の編纂に関する記述がみられる。本稿では、この二冊の『地理略』の調査を中心に、『晚香館日誌』などを用いて、『地理略』の編纂過程・材料を明らかにすることを目指す。

第一章 五弓雪窓と二冊の『福山管内地理略』

五弓雪窓は、文政六年（一八二三）に備後国府中の羽中八幡社の神職五弓久範の子に生まれ、名は久文、通称は豊太郎、字は士憲、雪窓と号した。^⑤ 天保年間に大坂で後藤松蔭・広瀬旭窓、江戸では津藩の斉藤拙堂・昌平齋の依田匠里・林禮宇などのもとで学んだ。後に下総国飯沼郡弘経寺の梅癡の招聘に応じて学寮で教授していたが、安政三年（一八五六）に病を得て帰郷した。文久三年（一八六三）、雪窓は九代藩主阿部正方に召し出され士籍に列し、誠之館教授・分校郷齋教授などをつとめ、明治五年（一八七二）の学制施行に伴う郷齋廃止後は、私塾晚香館を開いた。明治七年には文部省史官となり、その後太政官修史局・御用掛・三等協修を歴任するも、母の病のために帰郷する。帰郷後は晚香館にて再び教育に従事する一方で、近代伝記を集成した『事実文編』などを著し、明治十九年（一八八六）に六三歳で没した。

雪窓の蔵書は、昭和二九年（一九五四）以降、数次にわたって関西大学図書館に寄贈され、図書館は「五弓雪窓文庫」として保管している。^⑥

同文庫には二冊の『地理略』が架蔵されている。まず、二冊について説明を加えたい。

(A)『福山管内地理略』(『晚香館筆叢』一二に収録。以下、A本とする。)

[函号・L G 2 * 42 * 12]

袋綴装冊子本。楮紙。黒色表紙の左上に「晚香館叢書十二」と書かれた白色付箋をはる。一丁表に「福山藩五弓氏蔵書記」印がある。本書には、阿部正次・忠秋の伝記『野史武列伝』・『地理略』・歌舞伎関係史料の『假涙余録』などが収められ、挟まれている書付に「雪窓自書」とあり、本書は雪窓の手稿本であろう。

一七丁表以降が『地理略』で、『地理略』の墨付は一丁である。内題によると、はじめは「福山地誌稿」であったが、後に「福山管内地理略」に改めている。本文全体に朱筆によって句点が付けられて、朱筆・墨筆による校訂がなされている。^⑦ A本の内容は、総論、沼隈郡・葦田郡の地形である

(B)『福山管内地理略』(以下、B本) [函号・L G 2 * 11 * 2]

袋綴装冊子本。楮紙。薄青色表紙の左上に「福山管内地理略 完」と書かれた白色付箋をはる。内題は「福山管内地理略」である。墨付は四七丁である。一丁表に「福山藩五弓氏蔵書記」がある。本書は真田基一郎によって清書されたものである。本文全体に朱筆によって句点、文末に^⑧が付けられて、朱筆・墨筆による校訂がなされている。B本の内容は、はじめに福山城下、ついで藩領七郡、一六三村を説明する。

次に両書の葦田郡に関する記述(A本は全文を、B本は冒頭と福田村)を引用し、内容を確認しよう。

A本^⑩

葦田郡地形

葦田郡ハ、四面皆山ニシテ、葦田川一帯ノ水、西南ニ流注シ、府中ヨリ、中須迤東西凡一里許、府川高木ヨリ、本山町村迤、南北十三町余、若十五六町余、今ハ一村名トナレトモ、和名鈔ニ、所謂広谿ノ郷是ナリ、平坦眩豁ノ效野ニシテ、一郡ニ於テ、此野ハ、固膏腴ニシテ、且葦田川ノ水利ヲ受ケ、稲綿ノ利ハ、申モサラナリ、其中ニ、本山旗立山樋池山ヲ、最高トス、府中ヨリ、荒谷ハ入り、北ヘ転シ、木野山藤尾桑木一帯ノ山脈トナル、又其ヨリ、子丑ニ、転接シ、金丸常本山連抱ノ峯巒トナリ、常ヨリ本山稲籠峠ヲ、南躰テ、派分左折シ、町村広谷ノ山ヲナシ、右折樋池山八尾ノ諸山ヲナス、扨荒谷ヨリ、西転シ、上山久佐行滕阿字等ノ村ヲナス、大率、府中ヨリ、西北ノ諸村、皆山間ニ棲居シ、梯田多ケレトモ、幸ニ潤水湧出シテ、灌溉ノ便アシカラス、米麦ハ、府中以東平坦ノ村野ニ、較比スレハ、僅ニ一等ヲ下レトモ、能ク烟草草楮雜穀ヲ生シ、且草木饒富ナルヲ以テ、築造薪炊、牛馬牧養ノ利、亦莫大ナリ、夫羽翼ナキモノハ、必爪牙アルノ理、天ノ有余不足ヲ、相補助シ、人物ヲシテ、各其生活ヲ遂ケシメ、偏党スル所ナキハ、実ニ天ノ材用ト云ヘシ、此理各郡ミナ然リ、豈独本郡而已ナランヤ、然ラハ、山間郊野ノ両民、各其土ニ安シ、羨悪ノ心ヲ起サス、其力ヲ耕稼ニ尽シ、然ル後、仰事俯育ノ志ヲ達スヘシ、扨府中ヨリ、葦田川ヲ溯リ、目崎ヲ経、父石ニ及ヒ、右折スレハ、河面ナリ、父石ノ午末ヨリ流出ルモノハ、御調川ニシテ、酉戌ヨリ流來ル源頭ハ、世羅郡蔵宗村ナリ、

諸水合流、父石ニ到リ、一帯ノ葦田川トナル、此川秋ノ交、香魚ノ美、近国ニ比類ナシ、唯シ、府中以東ハ、其魚稍小ニシ、味亦從テ減ス、蓋シ、上流深広、水性美潔ノ致ス所ナリ、葦田川南ノ大道ハ、尾道往還ナリ、土生栗柄ヨリ、柞摩ヲ経、御調郡尾原ニ接ス、中須広谷ヨリ、尾道松永ヘ赴ク往還ハ、相方鍋峠ヲ踰ヘ、有地ヲ過キ、尾原ニ出テ、又尾道ノ官道トナル、官道、府中ヨリ、荒谷ニ入ルハ、上下雲石ニ州ト、左右ニ分ル、父石ニ到ルハ、芸州ニ赴ク、且府中、郡ノ中央ニアリテ、四達五通、商売輻輳、売事ノ便地ナルヲ故ニ、温戸豪族、少カラス、第一水川ニ近キ以テ、水車ノ利多シト云トモ、却テ水害ニ罹ラス、若シ他日通船ノ良策ヲ得ハ、更ニ数層ノ利ヲ、受クルモ知ル可カラス、有地栗柄福田、川南ノ諸村、山アリ、田アリ、地形陰易相半ニシ、耕耘登降ノ劳逸モ、亦府中以西ノ山村ト、府中以東ノ郊野トノ間ニ居ル、是全郡形勢ノ大略ニシテ、要スルニ、府中ノ繁阜、本山金丸常ノ米粟、中須高木広谷ノ種綿ハ、誠ニ二八村ニ冠タリト云ヘシ

B本

葦田郡

全郡ノ大形ハ、山北川南、東野西市ニテ、南ハ御調沼隈東ハ品治、西北ハ世羅甲努ニ隣ル、葦田川ノアルヲ以テ、郡名トナセシカ、又此郡ニ流ルル水故、川名トセシカ、両説未タ詳ナラス、抑昔シハ大郡ナル、其確証ハ、甲努郡モ此郡ヲ分割セシ事、国史ニ載スルヲ見テモ知ルヘキナリ、村数凡二十八、其名ハ下方ニ条列ス、福田村ハ藩城ヲ相距ル三里、戊亥当ル、租額八千六百九十六石一斗八升二合、

戸数ハ、三百七十軒、口数ハ、二千十二人、神祠大小四十一宇ニテ、寺院ハ、二基ナリ（以下、二七村の説明あり。略す。）

両本はいずれも『福山管内地理略』と題するものであるが、記述形式は全く異なる。A本は郡内の様子を山脈・水利を中心にして、郡内の様子を説明する。B本は、郡の冒頭に①郡の地形・堺・郡名の由来・村数②各村の藩城（福山城）からみた方角・距離③租額・戸口数④神祠の数⑤寺院の数を列挙する。なお地域の特徴（古跡・土地の肥瘦・災害の歴史・名産）などの情報が書かれる場合もある。

このような記述形式の違いの要因は、両本の編纂目的にあると思われる。A本は総論で、国に山河があることは人に筋骨があることと同じと指摘し、「国亦然、山岳連直シ、四面ノ堅固ヲ成シ、川流通行シテ、五穀生而後、一国ノ富強ヲナス、故ニ一国ノ形勢ヲ論スルモノ山脈水利ヲ以テ第一トス」として、山脈・水利を中心にして郡内の様子を述べるとする。一方のB本は、歌人が居ながら名所を知るように、地理書を見れば、その国郡の租額・戸口・土地の肥瘦・物産・故事を知ることができるようにまとめたとする。A本はある程度地理を知っていなければ理解するのは難しい。B本は郡・村、項目ごとでまとめられており、わかりやすい。

また、A本とB本には記述形式の他に、採り上げた郡数も異なっている。A本は沼隈・葦田の二郡をあげるのみに対して、B本は藩領全七郡（備後国深津郡・沼隈郡・葦田郡・品治郡・安那郡・神石郡・備中国哲多郡¹¹）を取り上げ、城下についてもふれている。

以上の差異を考慮するために、『地理略』の編纂過程をみることにする。

第二章 『福山管内地理略』の編纂

雪窓が『地理略』を編纂することになったのは、明治三年（一八七〇）の福山藩大参事岡田吉顕による教育改革と関わっている¹²。国家に有用な人材の養成を目的とし、小学・中学・大学の三段階制を採用し、対象者を四民とする改革が行われた。

この教育改革に伴い、児童は小学で修身・国体・地理・窮理・経済・歴史・数・書などを学ぶことになり、教科書が必要になった。藩は慶應義塾社中の『世界国尽』・『窮理図解』などを用いる一方、いくつかの教科書については独自に編纂することとした¹³。

明治三年（一八七〇）一月七日、雪窓は『歴代一覧』と『地理略』の二書の編纂を命ぜられた¹⁴。雪窓は二書の編纂に取り組んだが、同月一日になると、先に『歴代一覧』を完成させることを目指すこととした。なお、『歴代一覧』は、国体の教科書で、神武天皇から今上天皇（明治天皇）までの歴代の天皇について、その父母・諡号・即位・享年・皇后・山陵など項目をあげてとりまとめたものである¹⁵。

二月一〇日の書簡に「先ツ歴代一覧荒々相済候間、此上ハ管内地理略の方へ編輯取掛、草稿少々出来次第如例呈覽御下知是祈候」とあり、『歴代一覧』の完成後、『地理略』の編纂作業を再開したことが確認される。雪窓は草稿が少々出来次第確認いただきたいと述べ、二日後の書簡には次のような記述がある（下線部は筆者）。

一筆啓上仕候、然者此間御城下ハ罷歸リ地理略御含之体裁ヲ以テ
児童之口吻ニ上リ易き様略相綴り、下書之儘未だ傍ハ附ケ不申候得

共、不取敢奉掛御目候、何卒御瀏覽之上又々思召被仰聞度、尤先日
河村少参事之仰ニハ、御三人様ニ而何レ御老人十五日府中納会之節
へ御越被遊候哉之御含候間、何卒其御ニ此原稿御下ケ被下、他郡も
是ニ做ひ綴り候哉、又ハ外ニ可然認方有之候哉、両様御報教奉待上
候、以上

十二月十二日

校務掛大属御衆中

雪窓は、『地理略』の下書（草稿）を送付し、河根重秀ら三人に確認し、三人の内一人が一五日の府中の納会に訪れる際に返してもらえるように求めた。ここで注目したいのが、「他郡も是ニ做ひ綴り候哉」との記述である。本記述から、下書には藩領七郡の記述はなく、数郡の記述であったと考えられる。そして、雪窓は河根らによる確認を経て問題がなければ、残りの郡を記そうとしていたとみられる。

そこで想起されるのが、前章でみた二郡の記述で終わっているA本である。雪窓に求められたのは、「児輩之口ニ揚り易」い教科書であったが、A本の内容は児童向けとは言い難い。『地理略』と同時期にまとめたいた『歴代一覧』の草稿についても、「児輩之口ニ揚り易キ様ニ簡古ニ仕組候方可然、細密之事件ハ追々史略等ニ而承知可仕、先小学之手始ニ付前文位ニ而ハ如何」といわれており、難解なものであった¹⁶。雪窓は、以上の指摘を踏まえて「児輩之口ニ揚り易」いように、項目ごとにまとめる体裁に変更し、書き上げている。『歴代一覧』と併行して作られた『地理略』の草稿も同様であったと推測される。『地理略』も『歴代一覧』の書式を参考に、項目ごとにまとめる体裁に変更したと考えられる。これ

が、B本と思われる。そのような変更があったとすれば、A本が二郡の記述でとまっていることも理解できる。

さて、雪窓が『地理略』の編纂を行う上で大いに利用したと思われるのが、『福山志料』（以下、『志料』）である。『志料』は、五代福山藩主阿部正精の命をうけて文化六年（一八〇九）に菅茶山が著した藩の地誌である。雪窓は編纂拜命後の十一月九日に『志料』の貸借を申請しており、里程・方位などを『志料』に拠ったと述べている¹⁰⁾。

そのことを『志料』と『地理略』の記載をもとにみてみよう。【表一】は、葦田郡福田村の『志料』と『地理略』の記載を比較したものである。『地理略』の項目は、①村の藩城（福山城）から村までの距離、方角②租額③戸数④人口⑤神祠の数⑥寺院の数である。一方の『志料』の項目は、①村の福山からの距離・方向、村の大きさ②田畝③歳額④戸口⑤畜数⑥河川⑦池塘⑧橋⑨堰間⑩橋杓⑪山溪⑫廟墓⑬塔寺⑭古蹟⑮古塚⑯孝子である。『志料』の方が『地理略』に比べて項目数が多く、内容も詳細である。一見すると両本の関わりは不明であるが、『地理略』が『志料』を基にしていることは、内容から確認される。例えば、両本にみえる①各村の福山城からのみた方角・距離について、『地理略』の「福田村ハ藩城ヲ相距ル三里、戌亥当ル」は、『志料』の「福田村、福山ヨリ三里、戌亥二当ル、村東西二十一町五十五間、南北五十二町十二間」の前半部分を用いて、福山を藩城に改めたものである。『地理略』の「神祠大小四十一字」は『志料』の「八幡二社・良大明神・二宮大明神・荒神二社」の六神と「小祠三十五」を合わせた数であり、『地理略』の寺院二基は『志料』の「西教寺・福性院」を指すものである。また『地理略』には、以

上の項目に加えて土地の肥瘦・物産・故事などが書かれている場合もあるが、これも『志料』の記述をもとに書かれている。次のものは、他とやや異なる部分があり、引用したい。

『志料』葦田郡荒谷村

此村峯巒ノ間モアリテ人家潤辺アルヒハ巒上ニアリ、雲石ノ街道ニテ府中ヨリ上リ入ル坂根トイフ儉隘ニテ雲気衣ヲ湿ス阪下ニ蓑荷ノ丸山ト云峰アリ、阪上ヨリ半マテ両涯突兀樹木鬱葱ノ間季春ノ比ニイタレハヤマフキノ花満山ニ開キ原野ノ菜花ノ畦ヲ見ル如ク黄金堆中ニ入ルコ、チスト云

『地理略』葦田郡荒谷村

此村ニ雲石へ往還スル坂根ト云ヘル峠アリ、此坂ノ東西ニテ、寒暖ノ氣候、大二変セリ、総シテ管内モ、此坂ヨリ以南ハ、皆山村ニテ、人物モ朴実不飾ノ風アリ、且又、春末ハ、山吹ノ花盛開キ、坂ヲ踰ユル行客ハ、黄金堆裏ヲ往カ如シ

『地理略』の内容は『志料』をとりまとめたものであるが、下線部の本地域の人々の性格に関する記述は『志料』になく、雪窓の見解を記したのである。そのような記述は他にもあり、いくつか例示しよう。

①葦田郡相方村

福山ヨリ此村迄ノ通行ハ北ニ斜ニ自然ト高ク此ニ至リテ、右ハ宮内、ヒダリハ府中、両岐ヲ成セル道路ナリ

②品治郡宮内村

此村ニ、吉備津宮コソ、鎮座シ給フ、扱此神ハ孝靈帝第四ノ皇子狭芹彦命ニテ、実ニ一國ノ宗祠ナリ、祭式神事様々アレト、前中二国

【表1】 『福山志料』と『福山管内地理略』の福田村の記載比較

『福山志料』	『福山管内地理略』
福田村 福田ヨリ三里、戊亥二当ル、村東西二十一町五十五間、南北五十二町十二間	福田村ハ藩城ヲ相距ル、三里、戊亥当ル
田畝 百六十一町五反三畝二歩、内畠六十八町七反九畝二十五歩	
歳額 千六百八十九石八斗六升五合、内畠五百二十三石四斗七升九合	租額ハ、千六百九十六石一斗八升二合
戸口 戸四百二十五、口千九百三十五内女九百二十二、僧六、瞽九、外乞食七	戸数ハ、三百七十軒、口数ハ、二千十二人
畜 牛百七十九、馬三十一	
溝渠 蘆田川、 有地川、下有地村ヨリ向永谷へ落ル 別所谷川、市原谷川、ミナ潤ナリ 蕩、横十間長七十二間スクモ塚ニアリ、古城アル処ナレハノ壕ノコレナルヘシ	
池塘 瀬来池、周二町五十四間 七ツ池谷ノ大池、周三町十九間 魚免池、周二町二十間 観音堂池、周三町二十一間 留谷池、周二町五十七間 小池四十七	
堰開 横土手樋 長六間二尺、横五尺一寸、高三尺二寸 水碓一	
橋釣 小橋三十	
山溪 嶺一、鍋峠、赤坂ニ通シ又新市宮内ヨリ松永尾道へ通	
廟墓 八幡二社、一ハ龜山ト云、生土神也、一ハ宮ノ窪ト云、 良大明神、古屋ト云所ニアリ 二宮大明神、迫ニアリ、日女大明神ト云アリテ明細書ニノセス、此社ニハアラスヤ、 荒神二社、大日、西御堂 小祠、三十五 古墓、福田寺、靈光寺ノ趾等ニ没字ノ大五輪アリ 塔寺 西教寺、清水山浄土真宗光照寺末寺、開基教春上人 福性院、法輪山真言宗明王院末寺 小仏屋五、 憩亭八、大砂、東御堂、峯、靈光寺跡二、福田寺門前、福田寺跡、スクモ塚	神祠大小四十一宇ニテ、 寺院ハ二基ナリ
古蹟 宇佐山城、城主シレス、 明光山城、福田遠江守雅開城、近江守森春ハ盛雅父ナリ（古城記備中府志）、 一宮ニ遠江守カ頂礼札ト云モノアリ、宮内ノ条ニ出ス、 六郡志に福田遠江守は尼子毛利の節の事なるべけれどいつれの幕下と云ことをしらす、瀬来伊賀、塩飽十次郎、市差次郎左衛門など云者、遠江守家臣なりしとそ、其屋跡今に云伝て所の字となる岡田氏人有、又其家臣末也と云、 桂平山城、光成左京之進と云伝フ、 利鎌山城、光成左京之進隆正（備後古城記）新三郎興家、 一本古城記ニ大内家ノ士ナリ、先祖ハ桜山慈俊ニ随ヒト云、福田カ城トハ同山ニテ別処ナリ スクモ塚、有地玄蕃（備後古城記） 福田寺跡、六郡志に福性院の脇に小き山にて古き石塔あり、今十五堂の辺の字をいふ	
古壕、大本谷、湯神谷、 コノ外ニ二ツアリ、四十年前石ヲトリシヨリクツレシヨシナリ	
孝子 宇兵衛、総叙ニ出、女菊、同	

ニ相違シテ、是迄社僧支配ノ宮ナル処、今般復古ノ折柄ニ本藩朝旨ヲ遵奉シテ、神務ニ心用ヒ、正キ古典ニ復ス、誠ニ賀スヘキ至リナリ

③品治郡近田村

此村ト大矢村トノ間ニ、仙養ヶ原ト云ヘル広キ地アリ、実ニ開拓アリ度処ナリ

④安那郡下竹田村

此村ニ生スル蚩ハ、尋常ニ勝レ、大ニシテ、光曜アリ、菅茶山ノ詩ニ、竹田村畔溪橋路、蚩火群飛夜不昏ト云ヘルハ、即チ是ナリ

⑤安那郡東中条村

東西中条両村ハ、往年土俗、頗ル健訟ノ悪習アリ、近歳我管内トナリシヨリ、革面、此風用稍ク変シケリ

①は実地に基づく見解であろうし、②は維新後の藩の変化を知る上で興味深い。『地理略』には神社に関する具体的な記述が他にもある。神職の家に生まれた、彼の出自と関わるのかもしれない。③は仙養ヶ原（神辺高原）の開拓を勧める記述である。開墾・干拓の歴史を述べる記述は他にもあるが、今後の開拓を述べるのは珍しい。⑤の東西中条町は嘉永五年（一八五二）の加増によって福山藩領となった。それ以前と以後の様子を記していることは、貴重である。④の菅茶山の詩とは「竹田夜帰」のことで、菅茶山の『志料』の安那郡下竹田村の「ハザマ川」に「此川蚩多シ大サ境内ニナラヒナシ、長サ一寸弱ナルモノアリ」とみえる。また、安那郡川北村の項では「近時ニ及ヒ、高士儒業ヲ以テ、遍ク天下ニ名を得タル、菅茶山ハ此ノ村ヨリ出ルナリ」と記している。

雪窓は、『志料』に拠りつつも、全てそのまま引用するのではなく、重要な点を取り上げ、その上で自己の知見を加えながらまとめていったといえる。そのなかには『地理略』が編纂された頃（明治三・四年）様子を伝えるものもあり、重要である。

そのような雪窓の記述姿勢を確認した上で、改めて【表1】をみてみると、『地理略』の租額・戸口数が『志料』のものとは異なっていることに気づく。相違する戸口や租額は、『地理略』をまとめるにあたり、雪窓がとくにこだわった点である。章を改めてみていきたい。

第三章 『地理略』の租額と戸口数

『福山市史』は、明治四年（一八七二）六月の藩全体の人口を約一八万二七〇〇人、福山の人口を一万八八一一人と紹介する。これは『江木鰯水日記』明治四年（一八七二）六月朔日条に拠るものと思われる。¹⁹

『地理略』は、福山城下、藩領一六三村を述べた後に、総計として『江木鰯水日記』と同数の租額・戸口数を載せている。このことから『地理略』・『江木鰯水日記』の租額・戸口数は同じ史料に基づいて書かれたか、もしくは『地理略』の租額・戸口数が『江木鰯水日記』の記述のもとになった可能性がある。²⁰

『福山市史』の説明を敷衍すれば、『地理略』の村毎の租額・戸口数も明治四年六月頃のものとなる。それらが『地理略』に記載されたのは、雪窓の努力によるところが大きい。明治三年（一八七〇）十二月九日付の書簡に次のようにある。

一筆啓上仕候、然ハ過日奉拝托候御管内戸数・口数并租額之義何卒御取調御越被下度、尤租額略相分居候様申上候得共、塾考ニ福山史料ニ抛り綴り候得共、此書ハ文化中之撰ニ候故、其後御管内所村々新発出来村人御願申、其田工御高付キ候而モ難計、左候得者近年ニ而定り候分ヲ認不申候高ハ如何、且又志料ニハ良徳公御加封壹万石之村々租額載り不申候間、何卒新旧御管轄十壹万石之租額、戸口之員数、別シテ戸口之數ハ年々相増居候間、成丈両三年内之數を民事局工御掛合、御書取之上至急ニ御下ケ候様奉頼上候、以上

校務掛大属御衆中

五弓太郎

雪窓は、『志料』をもとに戸数・口数・租額を綴るつもりであったが、『志料』の租額・戸口の数は、文化六年（一八〇九）に編纂されたもので、編纂後にできた村や嘉永五年（一八五二）の良徳公阿部正弘に増加された所領の村などの情報が『志料』になく、新旧御管轄十一万石の租額・戸口の数を民事局に掛け合い教えてもらえるように求めている。とくに戸口の員数は両三年の員数を民事局に問い合わせしてほしいと切望している。

それをうけて、一二月二七日、雪窓のもとに戸口租稅書附が届けられている。『地理略』の租額・戸口数は明治四年六月のものではなく、明治三年一二月以前の史料に基づいて書かれたことなるう。以下、そのことを確認していく。

【表2】は、『地理略』と「巨細帳」にみえる葦田郡久佐村・広谷村・金丸村の租額・戸口数である。三村の巨細帳は、太政官より国勢調査の

史料として命令をうけた福山藩が、明治三年（一八七〇）一月に藩内の概要を簡単に記載し提出させたものとみられている。雪窓が租額・戸口数の情報を求めていた頃に作成・提出されたもので、『地理略』の租額・戸口数を考える上で示唆を与えてくれる。

改めて『地理略』・「巨細帳」の租額・戸口数を比較すると、その数値は一致しない。このことから、雪窓は明治三年十一月の「巨細帳」もしくはそれらによってまとめられた史料を使用してはいない。最新の数値は雪窓に下されなかつたのだろう。ただその数値は近似しており、彼が「成丈両三年内之數」を求めて下されたことから、『地理略』の租額・戸口数などは、明治三年頃以前の、明治時代初期の数値としてみて差し支えないと考える。

明治時代初期の藩領一六三村の租額・戸口数がわかることは、貴重で

【表2】『地理略』・巨細帳の比較

久佐村

	地理略	巨細帳
租額	405石3斗7升6合	403石3斗9升6合
戸数	114軒	112軒
口数	586人	580人

広谷村

	地理略	巨細帳
租額	824石4斗4升1合	824石6升9合
戸	176軒	180軒
口	946人	1010人

金丸村

	地理略	巨細帳
租額	1062石7斗8升9合	1060石5斗9升7合
戸	251軒	251軒
口	1316人	1376人

【表3】『福山管内地理略』全一六三村・租額・戸口数一覧表

福山下				(沼隈郡の続き)			
		戸	口	村	租額	戸	口
士族		799	4337	松永村	315石3斗9升6合	684	3120
卒		1546	4904	今津村	947石4斗5升7合	455	2130
庶		2556	9570	本郷村	1065石7斗8升6合	398	1944
深津郡 (27村)				東村	906石8斗4升9合	292	1280
村	租額	戸	口	西村	738石1斗4升5合	235	1150
吉津村	424石4斗3升4合	357	845	高須村	1098石7斗9升	386	1963
木野庄村	731石9升4合	135	676	山波村	219石5斗6升4合	122	622
本庄村	1337石5斗4升2合	172	798	佐波村	345石5斗5升7合	76	361
野上村	888石7斗6升2合	338	1198	神嶋村	232石7斗8升8合	57	263
(野上村) 新開	1139石2斗1升6合			草戸村	468石4斗4升1合	187	1010
多治米村	445石5斗9升	141	687	水呑村	808石8斗8升8合	629	1333
川口村	666石7斗5升3合	218	1115	田尻村	583石4斗4升8合	339	1670
三吉村	1312石6斗9升5合	168	724	上山田村	531石8合	210	1208
手城村	1565石3斗9合	293	1541	中山田村	646石5斗1升6合	230	1159
深津村	861石3斗4升4合	426	1820	下山田村	412石6斗6升9合	157	663
(深津村) 沼田新墾	1359石5升1合			上山南村	553石9斗3升5合	180	934
(深津村) 木野端	208石9斗7升5合			中山南村	538石8斗6升4合	246	1211
市村	713石8斗1升4合	366	1655	下山南村	480石2斗4升8合	175	888
(市村) 沼田新田	1428石2斗3升7合			柳津村	394石3升7合	342	1726
奈良津村	276石9升7合	57	287	薬江村	571石8斗8升8合	171	891
引野村	498石4斗4升1合	420	1983	金見村	736石6斗3升5合	263	1325
(引野村) 沼田新墾田	1561石2斗9升5合			藤江村	620石1斗4升7合	589	2912
津之下村	431石9斗8升8合	140	768	浦崎村	868石2斗6升7合	619	3380
大門村	438石3合	113	514	外常石村	162石1斗9升6合	157	854
野々浜村	622石8斗2升9合	198	957	内常石村	230石4升	194	1028
坪生村	1195石3斗2合	267	1286	草深村	836石7斗9升8合	256	1382
能嶋村	221石7斗7升4合	70	366	能登原村	320石2升4合	212	1110
浦上村	728石1斗8升8合	204	1095	百嶋村	332石5升8合	275	1624
吉田村	817石4斗5升3合	79	423	横嶋村	152石1斗3升9合	182	1169
宇山村	210石4斗8升8合	48	263	田嶋村	356石7斗1合	666	3389
千田村	1208石2升3合	363	1732	走嶋村	62石5斗3合	53	324
藪路村	261石7斗4升2合	105	485	鞆津	217石3斗2升4合	1376	5547
坂田村	156石2斗9合	42	198	平村	221石5斗9升1合	217	1388
中津原村	1418石7升	240	1056	原村	208石7升9合	164	799
森脇村	731石1斗3升4合	124	555	葦田郡 (28村)			
下岩成村	1090石1斗7升7合	178	823	福田村	1696石1斗8升2合	370	2012
上岩成村	701石7斗3升5合	85	417	相方村	280石2斗3升9合	121	642
沼隈郡 (44村)				下有地村	805石4斗5升1合	211	1118
郷分村	522石3斗9合	226	1172	上有地村	1809石8斗4升6合	318	1690
山手村	1631石2斗5升2合	314	1543	柞摩村	464石3斗8升7合	154	842
津之郷村	1178石7斗4升2合	259	1374	栗栖村	1052石5斗1升8合	273	1562
地頭分村	829石7升2合	169	905	土生村	429石3斗1升7合	145	705
長和村	1036石9斗7升4合	200	1036	中須村	843石3升5合	172	873
山北村	505石4斗2升1合	50	253	高木村	964石1升4合	190	1032
加屋村	207石6斗4升8合	62	323	府川村	424石9斗1升	52	239
赤坂村	945石2斗9升7合	261	1280	広谷村	824石4斗4升1合	176	946
早戸村	523石8升6合	147	745	町村	523石3斗6升	103	591
神村	1859石9斗9升3合	528	2710	本山村	360石7升3合	108	607

(葦田郡の続き)			
村	租額	戸	口
府中市	543石7斗3升8合	999	3641
出口村	414石6斗6升5合	329	1389
荒谷村	457石8斗9合	222	1325
藤尾村	479石7斗6升7合	177	1097
常村	1034石3斗3升2合	238	1284
金丸村	1062石7斗8升9合	251	1313
桑木村	274石1斗6升8合	40	220
行藤村	453石2斗8升9合	86	435
木野山村	606石4斗6升6合	188	1099
阿字村	604石3斗4升5合	194	1060
久佐村	405石3斗7升6合	114	586
河面村	229石5斗2升5合	170	1080
上山村	438石9斗5升8合	154	948
父石村	481石6斗5升7合	115	695
目崎村	322石3斗6升9合	93	491
品治郡 (21村)			
下山守村	150石8斗4升7合	79	378
上山守村	665石3斗6升6合	171	844
今岡村	254石7斗7升6合	74	401
向永谷村	559石1斗4升1合	121	674
大橋村	452石1斗2合	129	683
坊寺村	184石8斗8升9合	58	292
江良村	546石6斗7升8合	124	538
倉光村	439石4斗4升6合	98	474
万能倉村	1356石7斗7升9合	203	938
中嶋村	520石1斗3升7合	106	519
近田村	743石7斗3升3合	144	618
戸手村	1001石2斗6合	285	1540
新市村	622石6斗5升9合	354	1552
下安井村	883石6升	194	1056
上安井村	537石5斗3升2合	115	523
雨木村	329石8升8合	105	585
助元村	371石3斗3升1合	127	605
新山村	337石8斗3合	98	556
服部永谷村	441石3斗9合	156	864
服部本郷村	420石7斗6升9合	125	650
宮内村	890石3斗9升8合	303	1553
安那郡 (27郡)			
上竹田村	942石6斗9升4合	146	736
下竹田村	1454石7斗9升3合	208	1100
八尋村	846石8斗2升1合	166	772
上御領村	1674石9升3合	224	1139
下御領村	1101石9斗7升2合	133	666
湯野村	1454石1斗8升7合	188	901

(安那郡の続き)			
村	租額	戸	口
平野村	1052石1斗8升	180	811
川北村	1592石6斗9升6合	301	1378
川南村	2599石9斗4升8合	324	1529
徳田村	1064石2斗3升8合	175	893
十九軒屋村	180石3斗1升2合	22	114
十三軒屋村	169石9斗3升2合	22	120
道上村	1532石3斗8升8合	240	1166
八軒屋村	134石3斗7升4合	24	131
上加茂村	464石8斗5升	75	366
中野村	586石1升4合	119	614
粟根村	605石8斗8升9合	32	139
下加茂村	1172石5斗5升	193	971
箱田村	277石1升1合	57	315
東中条村	739石6斗1升1合	303	1337
西中条村	1089石2斗1升7合	217	1020
三谷村	340石8斗8升9合	101	454
山野村	1233石6斗4升1合	470	2467
矢川村	131石3斗9合	40	245
葦原村	395石1斗9升3合	81	366
東法成寺村	651石7斗2升6合	148	750
西法成寺村	459石7斗5合	90	431
神石郡 (15村)			
花濟村	132石7斗4合	22	140
上豊松村	1128石9斗2升9合	164	948
上野村	192石4斗7升4合	48	267
時安村	695石9斗5升1合	96	710
亀石村	253石4斗1升9合	44	229
坂瀬川村	127石4斗8升3合	40	229
井関村	570石3斗8升4合	105	543
李村	218石6斗5升2合	39	215
近田村	524石6斗7升3合	114	633
東有木村	578石3升9合	65	362
西有木村	351石3斗2升5合	60	337
大矢村	149石5斗1升4合	31	154
笹尾村	601石3斗1升3合	112	649
小野村	690石1斗7升8合	159	751
中平村	270石9斗1升4合	30	141
備中国哲多郡			
領家村	325石9斗5升1合	110	604
地頭村	614石9斗6升7合	142	725

総計 (地理略記載)			
	租額	戸	口
7郡163村	11万2728石6斗8升2合	38173	182700

【表4】『地理略』の戸口数

	戸数	口数
福山城下	4901	18811
深津郡 (27村)	5347	24267
沼隈郡 (44村)	13010	63098
葦田郡 (28村)	5762	29525
品治郡 (21村)	3169	15842
安那郡 (27村)	4279	20931
神石郡 (15村)	1129	6308
哲多郡 (2村)	252	1329
総計	37849	180111

ある。『地理略』全一六三村の租額・戸口をまとめたのが、【表3】である。あわせて城下の戸口数も載せた。

貴重な数値と思うが、疑問がないとはいえない。試みに『地理略』の租額・戸口数を足すと、租額・一一万二七二八石一升二合、戸数・三万七八四九軒、口数・一八万一一一人となる。その数値は、『地理略』が載せる総計の租額・一一万二七二八石六斗八升二合、戸数・三万八一七三軒、口数・一八万二千〇〇人と一致しない。現時点ではいずれが正しいかは断定できない。B本の校訂をみると「千」を補入している箇所もあり、村ごとの数値に誤りがあるように思われるが、ただそれも『地理略』

の総計が正しいとみた場合であり、やはりこの前後の史料によって多面的に検討する必要がある、今後の課題としたい。

おわりに

本稿では『地理略』の編纂過程・材料、掲載された租額・戸口数について述べてきた。これまで『地理略』は明治三年の福山藩の教育改革時に五弓雪窓によって編纂されたことが触れられる程度であったが、藤木英一郎氏によって、その内容を具体的に示れるようになったことは、今後の研究において、貴重な業績である。本稿をまとめるにあたり、藤木氏の業績に導かれた点が大きい。改めて謝意を示したい。

本稿で述べたように、『地理略』の租額・戸口数、五弓雪窓の情報は、明治時代初期の福山を考える上で重要である。雪窓は小学で学ぶ児童が『地理略』を読めば、その国郡の租額・戸口・土地の肥瘦・物産・故事を知ることができるようにとまとめたとするが、現在の私たちが『地理略』を読めば、当時の福山を知ることができると思われる。論じるべき点はまだまだ多くあるが、他日に期すことにしたい。最後に、本研究が我が故郷福山の歴史研究の一助となれば、幸甚である。

註

- ① 福山市史編纂委員会編『福山市史』(近代・現代編、一九七八年)四八〇

五〇頁。誠之館百三十年史編纂委員会編『誠之館百三十年史』上、福山誠之館同窓会誠之館百三十年史刊行委員会、一九八八年）二二三～二二六頁。頁。

② 藤木英太郎「備後五弓久文著『福山管内地理略』について」（『もとやま』二九、二〇〇一年）。

③ 関西大学図書館「関西大学所蔵岩崎美隆文庫・五弓雪窓文庫目録」（一九七六年）。

④ 元治元年から明治一九年までの約二〇年にわたる五弓雪窓の日記。九四冊が五弓雪窓文庫に保管されている。（関西大学図書館註④目録、五六～五七頁）。

⑤ 「附録 五弓雪窓略伝」（関西大学図書館註③目録、六〇～六三頁）

⑥ 肥田皓三「関西大学図書館の文庫（10 五弓雪窓文庫、20増田渉文庫、25大阪関係資料）」（『籍苑』二〇、一九八五年）。

⑦ 朱書による校訂は総論・沼隈郡に集中し、葦田郡にはあまりみられない。朱書の中に管内を県治、藩を県、芸州を広島県とするものがあり、明治四年（一八七一）七月の廃藩置県以降になされたものも含まれている。これらの校訂は『晩香館日誌』明治四年五月二八日江木繁太郎以来書などにみえる「地理誌」に関わる可能性がある。

⑧ 『晩香館日誌』明治四年二月六日条。同時期に編纂された『歴代一覽』も真田によって清書がなされている（『晩香館日誌』明治三年一月二七日条）。

⑨ B本の校訂箇所は、A本に比べて少ない。

⑩ A本の引用箇所にも、朱筆・墨筆による校訂がある。註⑦で述べたように、明治四年以降のものもあり、ひとまず朱筆・墨筆の書き込みなどは翻刻しなかった。翻刻にあたり、基本的には新字体を用いた。

⑪ B本でははじめ領家村・地頭村が属す郡を川上郡としたが、それを消し

て哲多郡とする。濱本文庫所蔵本（以下、濱本文庫本）ではB本の校訂を反映させて哲多郡と書かれている。B本は真田基一郎による清書本であるが、以上の校訂があることから最終稿ではない。B本は明治二年二月六日条にみえる真田によって清書されたものなのかもしれない。なお濱本文庫本はB本にみえる校訂をすべて反映させており、雪窓自筆による最終稿かその写しである可能性がある。

⑫ 『福山市史』（近代・現代編、一九七八年）四一～四四頁。広島県編『広島県史』（近代Ⅰ 通史Ⅴ、一九八〇年）五二〇～五二四頁。

⑬ 福山藩の小学の教科書については、『誠之館百三十年史』（上、福山誠之館同窓会誠之館百三十年史刊行委員会、一九八八年、二二四～二二八頁）に詳しい。

⑭ 出典を明記せず、年月日のみなのは、『晩香館日誌』に拠る（関西大学図書館蔵）。

⑮ 『歴代一覽』も五弓雪窓文庫に二冊所蔵されている。『歴代一覽』については、別稿を用意している。

⑯ 『晩香館日誌』明治三年二月九日条。

⑰ 『晩香館日誌』明治四年二月六日校務掛大属へ文通。

⑱ 雪窓は『地理略』の編纂にあたり、先行の地誌『志料』を誠之館から借り受けているが、『西備名区』も借り受けようとしたことがしられる。『西備名区』は文化元年（一八〇四）に駅家町永谷の庄屋馬屋原重帯が著した備後国全般に及ぶ地誌である。雪窓は、宮内村の品治家に対して、吉備津宮に奉納された『西備名区』の貸借を願ひ出たが、それは明治三年春に神祇取調にあたる森島伊丹に貸し出されたままになっており、雪窓は借り受けることができなかつた。そこで雪窓は、一月二七日に学校監事に『西備名区』を著した馬屋原重帯の生家へ『西備名区』の原本を借り受けられ

るよう掛け合つてほしいと願ひ出ている。雪窓が馬屋原家から『西備名区』を借り受けられたかは不明である。

⑲ 『福山市史』（近世・近代編、一九七八年）、四七〇頁。

⑳ 『江木鰐水日記』明治四年六月朔日条

管内七郡、百六十三箇、租十二万二千七百二十八石六斗八升二合、戸三万八千七百七十三、口十八万二千七百人、城市士庶、士家七百九十九、口数四千三百三十七人、卒戸千五百四十六軒、口数四千九百四十八、士卒口数九千二百四十一人、町家二千五百五十六軒、口数九千五百七十人、士商合老万八千八百一十一人、比校、町人ノ多キ事三百二十九人ナリ

㉑ 『晩香館日誌』明治四年五月二十八日、六月四日条など、雲窓と江木鰐水には交流がある。

㉒ 嘉永五年（一八五二）、阿部正弘は江戸城西の丸造営を指揮した功などにより一万石を増された。このとき加えられた領地は水野家廢絶時に天領とされた安那郡（八村）・神石郡（二五村）・後月郡（二村）であった。安政二年に、後月郡二村と備中国領家村・地頭村を替えている（『福山市史』近世編、一一一九～一二〇頁）。

㉓ 『府中市編』『府中市史』（史料編Ⅳ 地誌編、一九八六年）一二頁。

㉔ 各村から提出された「巨細帳」をもとに藩で集計された数値が、『藩政一覽表』福山部に収録されている。戸数は三万八千七百七十七戸、口数（人員）は十八万五千八百八十八人である。ただ、朱書で「戸数人員等ノ事 但シ該藩書上書甚タ混雜不文明而シテ終リノ一紙明白ニ之ヲ記ス故ニ其明白ナルモノヲ調カニセヌ」と書かれている。

【付記】

『福山管内地理略』の調査・翻刻を許可してくださった関西大学図書館に御礼申し上げます。濱本文庫の調査にあたっては、福山城博物館学芸員皿海弘樹氏にお世話になりました。深甚の謝意を申し上げます。

